

令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

家庭裁判所について



かーくん

最高裁判所事務総局家庭局

本日も話すこと

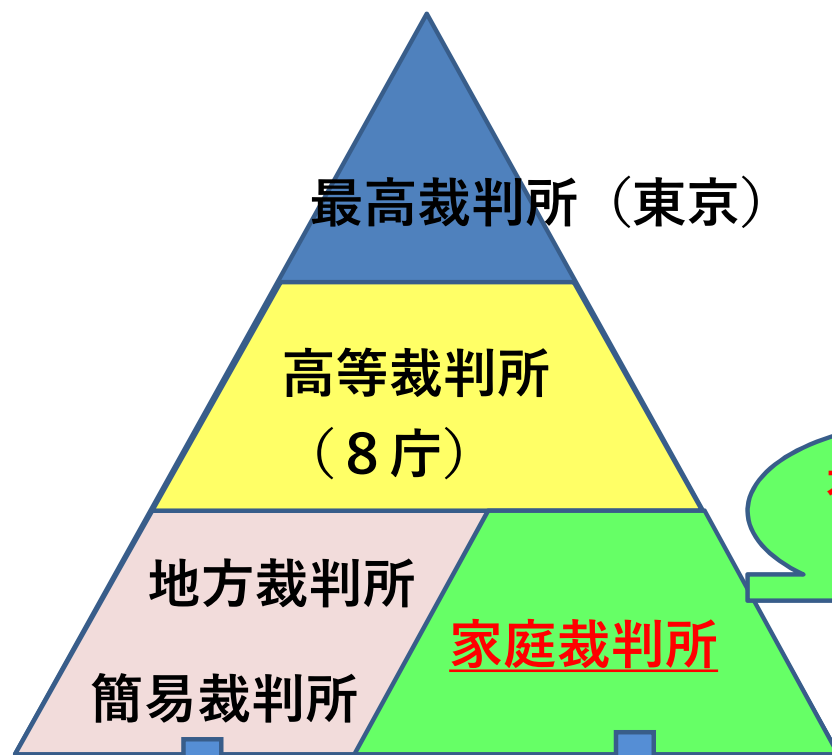
- 1 家庭裁判所について
- 2 診断書の書式改定と本人情報シートについて



1 家庭裁判所について



① 裁判所の種類及び数



本庁は全国
に50庁

◆ 民事事件

◆ 家事事件

◆ 刑事事件

◆ 少年事件



② 家庭裁判所の役割

家庭裁判所で取り扱う事案

家庭内の紛争の解決・非行のある少年の保護



家事事件

- ◆ 家事審判事件
後見等開始，遺産分割，氏の変更，養子縁組の許可等
→ 公益的性格が強く，裁判所は後見的な立場から関与
- ◆ 家事調停事件
離婚，遺産分割等
→ 当事者が対立して争う性質のもの（当事者の合意による解決を図る）
- ◆ 人事訴訟事件
離婚等
→ 当事者が対立して争う性質のもの（裁判官が判決等による解決を図る）

少年事件

3 家庭裁判所の組織構造



事件部

裁判事務を担当

成年後見制度に関する
手続を取扱う

担当部署 家事部・家事係
後見センター など

事務局

司法行政事務を担当

適正迅速な裁判事務が
遂行されるよう職員を
サポート

担当部署 総務課
人事課
会計課 など

4 家庭裁判所の職員

(1) 職種



事件部

裁判官



家庭裁判所調査官



裁判所書記官



裁判所事務官



事務局

裁判所事務官



4 家庭裁判所の職員

(2) 職種別役割



裁判官

裁判手続において判断を行う



家庭裁判所調査官

家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行う



裁判所書記官

裁判手続を記録したり，裁判官の行う法令及び判例などの調査を補助する



裁判所事務官

裁判所書記官のもとで裁判事務を担当
(事件部のほか，事務局にも配属)

5 家庭裁判所の所在地

本庁

都道府県庁所在地

※北海道は他3市（函館・旭川・釧路）

その他、各都道府県内には

支部

や

出張所

があります



※お問い合わせの際は、まず本庁総務課（総務課長又は総務課長補佐）へ！

⑥ 家庭裁判所における手続の流れ

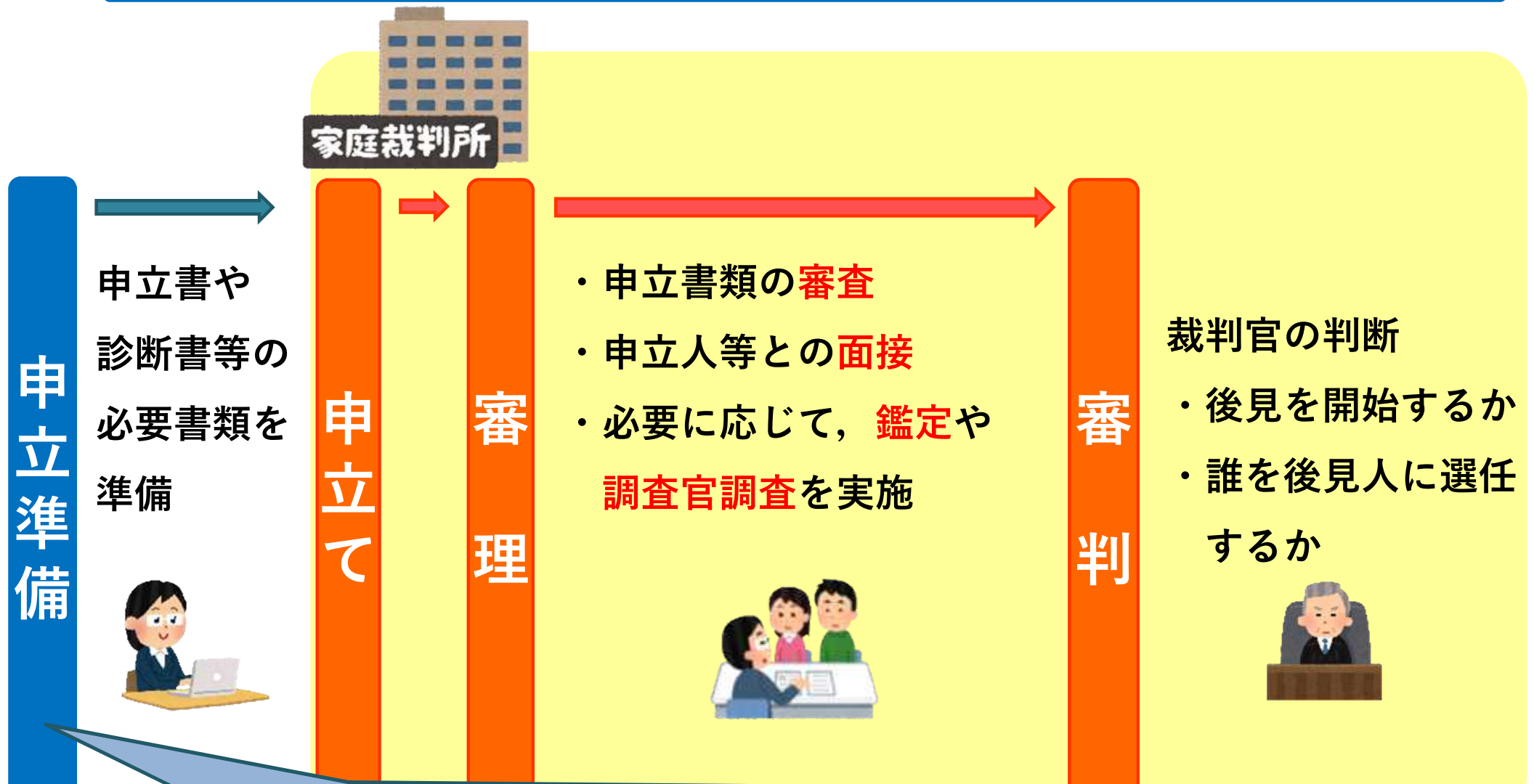
後見開始の申立ての場合



※ 裁判官は、法律に基づき、個々の事案ごとに審理・判断を行う

⑥ 家庭裁判所における手続の流れ

後見開始の申立ての場合



平成31年4月～

・ 診断書の書式を改定 ・ 本人情報シートを追加

2 診断書の書式改定と 本人情報シートについて



① 成年後見制度における診断書の書式の改定、 本人情報シートの書式の作成

(1) 改定，作成の経緯①

◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるように、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

(1) 改定の経緯②

◆ 裁判所における検討事項

- 1 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
- 2 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方



検討課題 1 について

診断書の書式の改定



検討課題 2 について

本人情報シートの書式の作成



2

本人情報シートの書式の作成

(1) 作成の経緯

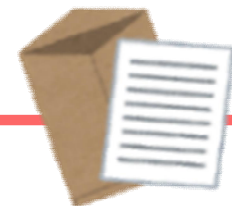
成年後見制度利用促進基本計画



本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性



本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式を新たに作成



(2) 本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）
として本人の福祉を担当している方

例えば・・・

- ・ 中核機関の職員
- ・ 市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等
が運営する権利擁護支援センターの職員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 病院・施設の相談員 など

- ◇ 国家資格を有していない支援者が作成することも想定
- ◇ 複数の福祉担当者が有する情報を集約して記載することも想定
- ◆ 本人自身やその親族が作成することは想定していない

(3) 本人情報シートの記載内容

- 氏名，生年月日，生活場所（自宅・施設・病院）
- 作成者の氏名，職業，本人との関係 など
- 福祉に関する認定の有無等
- 本人の日常・社会生活の状況
 - ・ 身体機能，生活機能，認知機能
 - ・ 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害
 - ・ 社会・地域との交流頻度
 - ・ 日常の意思決定の状況
 - ・ 金銭管理の状況
- 重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
- 申立てに関する本人の認識
- 日常・社会生活上の課題への対応策



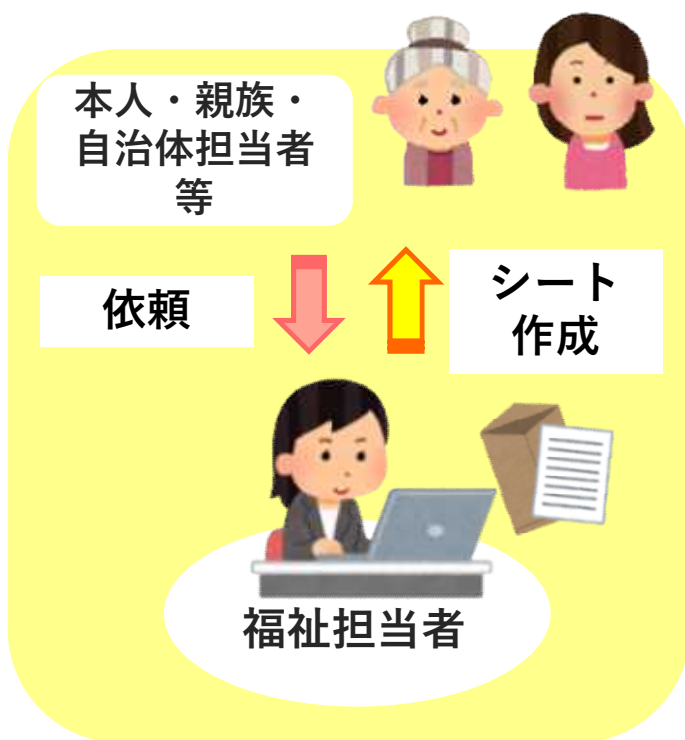
(4) 本人情報シートの活用方法①

主に**医師が診断書を作成する際の補助資料**として活用することを想定

① 本人情報シートの
作成依頼

② 診断書作成医に提出

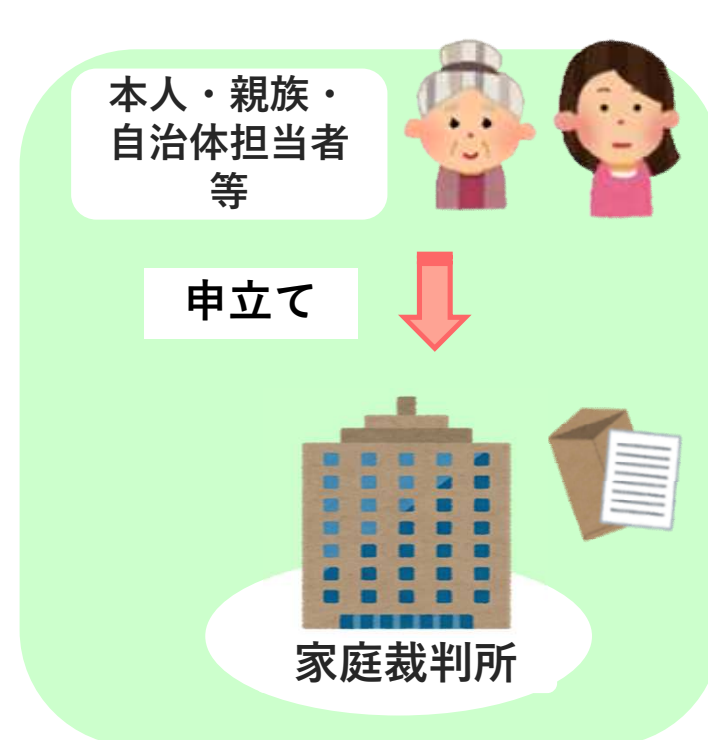
③ 申立書類として
裁判所に提出



福祉担当者において
作成



診断の補助資料
として活用



審判の資料とする

(4) 本人情報シートの活用方法②

後見等の申立て前

支援内容の検討

後見人候補者の選定



本人・親族・
自治体担当者
等

相談



中核機関

後見等開始の審判後

チームでの方針検討

後見事務の見直し



中核機関

チームを
バックアップ



本人の状況の変化に応じた適切な支援の実現

★ 裁判所ウェブサイトについて



裁判所ウェブサイトに、各種資料・書式を掲載中！



掲載場所

裁判所トップページ＞「後見ポータルサイト」のタブ

※トップページ左脇に並んでいる，上から6番目のタブ



掲載資料・書式

- ・ 後見開始，保佐開始，補助開始の申立書式
- ・ 診断書作成の手引，本人情報シート作成の手引
- ・ パンフレット「成年後見制度を利用される方のために」 など



★ 地方自治体と家庭裁判所の連携について

各地の家庭裁判所では、次のような連携を行っています。



- ・ 中核機関設置に向けた意見交換
 - ・ 自治体主催の協議会・検討会への参加
 - ・ 自治体・社協・専門職団体等との協議会の開催
- ・ 中核機関の機能充実にに向けた意見交換
 - ・ マッチングの在り方の検討
 - ・ 親族後見人や市民後見人の支援体制
- ・ その他の連携
 - ・ 統計資料の提供（制度利用者数等）
 - ・ 自治体主催の研修への講師派遣



家庭裁判所は、今後も、中核機関や自治体、医療・福祉関係者の皆様と密に連携していきたいと考えています。
どうぞよろしくお願いいたします。